

連載
第3回

考えよう！ごみの減量化

刈った草は水分を蒸発させてから処分



ごみを減らすために、各自で焼却処分するのはやめてください。

屋外焼却で、特に刈草の野焼きは、多くの苦情が寄せられています。

- ・ 煙の臭いが付くから、洗濯物や布団を干せない
- ・ 煙が部屋に入ってくるので、窓が開けられない
- ・ 煙で咳込んで、苦しい などです。

屋外焼却は特別な場合を除き、法律で禁止されています。

刈った草は、減量化のため、しばらく置いて水分を蒸発させてから捨ててください。

9月の 粗大ごみ収集

地区名	収集場所
阿久比	公会堂
坂部	焼山池北
高根台	西公園西
萩	老人憩の家

9月12日(土)午前8時～正午

※ 収集時間を守って出してください。

■ 問い合わせ先

建設環境課環境係

☎(48)1111(内1211・1212)

「みなおして 職場の環境 からだの健康」(全国一斉 スローガン) 10月1日(木)～10月7日 (水)は全国労働衛生週間



国民の労働衛生意識の高揚や産業界における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、厚生労働省は、10月1日から10月7日まで、働く人の健康の確保・増進や快適に働くことができる職場づくりなど、積極的な活動を提唱しています。

■ 問い合わせ先

産業観光課商工労政係

☎(48)1111(内1225)

9月1日から9月10日までは 「屋外広告物適正化旬間」



貼り紙、貼り札、立て看板、広告板、広告塔などの屋外広告物の設置は、まちの美観や自然環境を守るため、愛知県屋外広告物条例による一定の制限があります。屋外広告物を設置するときは、事前に建設環境課へ相談し、規制内容を確認してください。

県内で屋外広告業を営むために

は、事前に知事の登録を受ける必要があります。(名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市は別制度)

屋外広告物条例を守り、美しい愛知づくりへの協力をお願いします。

■ 問い合わせ先

建設環境課都市計画係

☎(48)1111(内1213・1214)

「児童福祉週間」の標語を募集



毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を行っています。

令和3年度の児童福祉週間に向けて、その象徴となる標語を募集します。詳細については、公益財団法人児童育成協会のホームページ(<https://www.kodomonono-shir>

o.or.jp/jigyo/hyougo)をご覧ください。

(令和2年度最優秀作品)

やさしさに つつまれそだつ やさしいところ

■ 募集締切日 10月20日(火)

■ 募集内容 子どもたちを応援する標語や、未来に向けての子どもたちからのメッセージとなる標語。

■ 主催者 厚生労働省・社会福祉法人全国社会福祉協議会・公益財団法人児童育成協会

■ 問い合わせ先

公益財団法人児童育成協会

標語募集係

☎03(5357)1174

緑の募金にご協力ありがとうございました



町民の皆さんと事業所の皆さんにご協力いただき、19万4,742円の募金が集まりました。

集まった募金は全額を公益社団法人愛知県緑化推進委員会へ贈ります。ありがとうございました。

■ 問い合わせ先

産業観光課農政係

☎(48)1111(内1222)

